

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則	【規則】	環境管理課	資金管理団体の指定取消し 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体	
○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	（以上県例規集登載）	経営支援課		
○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正	【告示】	経営支援課		
○ 随意契約の相手方の決定	【公告】	税務課		
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課		
○ 土地改良区の定款変更の認可		〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
【選挙管理委員会】				
○ 政治団体の名称等の公表		選挙管理委員会		
○ 政治団体の代表者等の異動		〃		
○ 政治団体の解散		〃		
○ 資金管理団体の届出事項の異動		〃		
				担当課（室）

◎岡山県規則第三十号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「水質汚濁防止法」を「又は水質汚濁防止法」に、「又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二若しくは」を「同条第三項に規定する指定地域特定施設（」に、「水質汚濁防止法第二条第三項」を「同項」に、「（別表第六の備考一において「みなし指定地域特定施設」という」を「を含む。」を含む。別表第六の備考一において同じ」に改める。

別表第六の備考一中「又はみなし指定地域特定施設」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号から第四号までの規定中「〇・三五％」を「〇・四〇％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百二十五号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条に次の一号を加える。

十八 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（二〇二一〇三一〇中庁第二号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

第四条に次の一号を加える。

十三 別表第十三号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を受けること。
別表に次のように加える。

13	おかやま中小企業再生支援資金	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の対象となる者	(1) 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	15年以内（5年以内）	同上	年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から3年間は、年0.30%以内	年0.20%	同上	保証付き
----	----------------	-----------------------------	---	----	-------------	----	-------------------------------------	--------	----	------

別表の備考中「限る。」の次に「及び第13号に掲げる資金」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月三十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一二五、〇一六、一二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、三六五、一一〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二〇三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和四年四月二十八日

[illegible]

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 認可年月日

令和四年四月二十一日

〔二〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字前場六六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一三ー一〇四レージュ二〇二号

眞田 達矢

眞田 幸子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月二十二日岡山県指令建指第四一二号

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日	
政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項								
自由民主党岡山県ちんた い支部	野村 泰之	会計責任者の氏名		有木 聖人		有木 良治		令和三・一二・一			
立憲民主党岡山県総支部 連合会	柚木 道義	代表者の氏名		柚木 道義		難波 奨二		令和四・三・二五			
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）											
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新		旧		異動年月日			
石井さとみ後援会	数井 美佐	主たる事務所の所在地		高梁市落合町阿部八六六一二		高梁市落合町阿部一七二六		令和四・三・一五			
岡山県遺族政治連盟	大月 健一	代表者の氏名		石井 亮作		石井 美明		令和三・六・二五			
岡山県行政書士政治連盟	安井 健	会計責任者の氏名		大月 健一		須々木 壽志		令和三・五・二八			
岡山県理容政治連盟	中原 一郎	主たる事務所の所在地		西田 尚美		谷岡 猛		令和三・五・二四			
岡山法面保護協会	岡村 孝幸	主たる事務所の所在地		黒瀬 良		佐竹 茂		令和三・三・二一			
小倉ひろとし後援会	藤井 篤	主たる事務所の所在地		倉敷市玉島爪崎一四二一一二		津山市日上一六九一一		令和三・三・三			
尾高誉久後援会	尾高 誉久	政治団体の名称		岡村 孝幸		坂田 蒼美		令和四・三・一〇			
かつうら正樹後援会	野條 健正	会計責任者の氏名		真庭郡新庄村四七〇二二		真庭郡新庄村二一七三		令和三・四・一一			
神崎良一後援会	神崎 善雄	主たる事務所の所在地		美作市湯郷八三八		美作市安蘇三五五一		令和四・三・一			
桑田まさあき後援会	桑田 昌哲	会計責任者の氏名		かつうら正樹後援会		クリーンな津山を創る会		令和二・四・一			
河本勉後援会	河本 昭吾	代表者の氏名		勝浦 洋子		野條 健正		令和四・三・二八			
庄司史郎後援会	庄司 史郎	主たる事務所の所在地		和気郡和気町福富六〇六一七フロン ト和気E棟		和気郡和気町福富六〇四一二		令和三・九・一			
全日本不動産政治連盟	弥久末 務	会計責任者の氏名		目賀 晴栄		神崎 榮		令和四・三・二九			
岡山県本部	高橋 徹	政治団体の名称		本田 健太郎		鎌田 幸輝		令和三・三・一			
高橋とおる後援会	高橋 徹	主たる事務所の所在地		河本 昭吾		戸田 伸		令和三・六・一四			
				真庭市開田四六七一二		真庭市日名一九一二		令和四・三・一一			
				庄司 智		庄司 信幸		令和三・三・二九			
				神崎 長勇		山本 恭介		令和三・六・一四			
				高橋とおる後援会		高橋とおる後援会		令和四・三・一一			
				岡山市中区円山一一八サンライズビ ル		岡山市中区円山一〇七		令和四・三・一一			

備考 従来、岡山県選挙管理委員会に届出がされていた政治結社大日本健憂會については、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。	中川雅子後援会	池田雅子	代表者の氏名	高橋 徹	高橋 徹	〃	〃
	松田達雄後援会	小林 明	代表者の氏名	高橋 景子	中尾 浩史	〃	〃
	山本みのる後援会	定国 奈賀子	代表者の氏名	小田郡矢掛町東三成二四〇二	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	〃	〃
	電機連合岡山政治活動委員会	坂手 健一郎	主たる事務所の所在地	田中 美喜男	森脇 公宏	〃	〃
	地域の底力・岡山	黒田 晋	主たる事務所の所在地	〃	牛島 憲彦	〃	〃
	地域連合岡山政治活動委員会	坂手 健一郎	主たる事務所の所在地	岡山市北区上中野一―一九―五一	玉野市宇野四―一三―四	〃	〃
	電機連合岡山政治活動委員会	坂手 健一郎	主たる事務所の所在地	〃	岡山市東区東平島一三六〇	令和三	九・一七
	中川雅子後援会	池田雅子	代表者の氏名	〃	益野町四一―三	〃	一二・一
	松田達雄後援会	小林 明	代表者の氏名	〃	小谷 淳二	令和四	三・一
	山本みのる後援会	定国 奈賀子	代表者の氏名	高坂 光男	〃	〃	三・一七

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年四月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岡くにたろう後援会

片山虎之助津山後援会

加藤英資後援会

義和会

重政ひであきと安心安全で豊かな暮らしを考える会

實戸利昭後援会

瀬戸内海政治経済研究所

難波正吾後援会

美作煌賛会

山野とよひさ後援会

山部たさお後援会

山本恒道後援会

柚木義和後援会

代表者の氏名

馬場正重

浮田佐平

渡辺英一郎

柚木義和

重政秀明

實戸義忠

天野義学

東都支男

小林康則

川上洋司

森脇公宏

山本茂樹

加藤秀雄

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

解散年月日

令和四・三・二一

〃 二・二八

〃 三・一

〃 二・二八

〃

〃 三・二五

令和三・一二・二一

〃 一二・二〇

〃 一二・三一

〃

令和四・二・二八

〃 三・一〇

〃 二・二八

資金管理団体の届 出をした者の氏名		資金管理団体の名称	異動事項	岡山県選挙管理委員会 委員長 大林裕一
池田雅子	中川雅子後援会	主たる事務所の所在地	岡山市東区益野町二二八	令和三・一二・一
黒田晋	地域の底力・岡山	〃	〃 北区上中野一ー一九一五一	令和四・三・三
高橋徹	高橋とおる後援会	政治団体の名称	高橋とおる後援会	〃 三・一一
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山一ー八サンライズビル	〃
〃	〃	代表者の氏名	二〇一 高橋徹	〃
			高橋徹	〃

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

天野 学

瀬戸内海政治経済研究所

柚木 義和

義和 会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和三・一二・二一

令和四・二・二八

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和四年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会		委員長 大林裕一	
主たる事務所の所在地			
政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	
石部誠後援会	三上孝子	津野辺 馨	高梁市南町一四九一―四
大西洋平後援会	大西洋平	大西 康之	浅口市鴨方町六条院西三八七二
岡崎正裕後援会	岡崎 正裕	岡崎 正裕	美作市平田六五―一
おかやま適塾の会	馬場 勉	石原 武士	岡山市北区大供三―一―一八瀬戸内海放送KSB会館四階
木村正義後援会	中山 芙美子	松尾 堯司	備前市伊部一三―一三
自由民主党岡山県政経懇話会支部	森 泉	石原 恵一	岡山市北区大窪五八七
服部泰兵後援会	服部 泰兵	服部 泰兵	倉敷市上富井六二八―一〇九
馬場勉後援会	馬場 勉	石原 武士	岡山市北区大供三―一―一八瀬戸内海放送KSB会館四階
平松けんじ後援会	難波 英夫	湯浅 幸夫	高梁市有漢町有漢五八九―二
三宅かずひろと岡山県の未来を考える会	三宅 和広	津田 彩夏	倉敷市北畝五―二三―四五
森つよし後援会	松本 隆大	森 幸子	備前市東片上三八―三
若林順一後援会	若林 順一	若林 順一	赤磐市惣分八九